

# 流山市ボランティアセンターボランティア登録基準について

流山市社会福祉協議会ボランティアセンターでは、市民のボランティア活動の活性化と一層の推進を目指し、平成27年度からのボランティア登録基準を下記のとおりとします。

## 1 新たなボランティア登録基準のあらまし

### 【登録対象及び要件】

- 1) 流山市内を主な活動地域とし、自発的にボランティア活動に取り組む個人及び団体
- 2) 公共性や社会性のあるボランティア活動に取り組み、政治・宗教・営利活動を目的としない
- 3) 団体においては、構成員5名以上でその半数以上が流山市民  
会則を有し、組織的・継続的に活動を行い、活動内容を公表できる  
活動は会員向けの互助活動のみではないこと  
※現登録団体においては、上記要件（主に人数要件）を満たさない場合も、登録更新の対象とします。
- 4) 流山市社会福祉協議会やボランティアセンターの事業に協力できる
- 5) ボランティア活動保険に加入する

### 【登録期間】

毎年4月1日を登録基準日とし、翌年3月31日までの1年間  
ただし、基準日後に登録申請した場合は、登録年度末（3月31日）まで

### 【登録者への支援内容】

ボランティア活動に関する情報提供、相談・助言、広報、資器材の貸出  
※資機材等の貸出は一部有料の者があります。

## 2 登録手続きについて

まず、ボランティアセンターに活動（登録）希望としてご相談ください。  
体験等を経て活動に入る際、登録申請書等をご提出いただきます。

ご提出いただくのは下記の書類です。（ボランティアセンター窓口にあります。）

- ・個人登録「ボランティア登録申請書（様式第1号）」
- ・団体登録「ボランティア団体登録申請書（様式第2号）」「会員名簿（様式第3号）」  
添付書類：団体の会則、事業計画書（当年度）、  
事業報告書（前年度・新規結成の場合は不要）

※総会が登録申請よりも後になる場合は後日提出をお願いします。  
（活動状況の把握のためご協力ください。）

## 3 ボランティア活動保険について

登録更新と同時に、全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」の加入手続きをお願いします。  
保険料を添えてボランティアセンター窓口にお越しください。

（詳細は別途「ボランティア活動保険のご案内」参照）

## 4 その他

現在登録されている個人・団体は、平成28年度からの更新とします。  
平成28年1月～2月頃に更新のご案内をさせていただきます。

### お問合せ

流山市ボランティアセンター（流山市社会福祉協議会内）

〒270-0157 流山市平和台2-1-2 流山市ケアセンター3F

TEL/04-7159-4939 FAX/04-7159-4736 [E-mail/volcen@nagareyamashakyo.com](mailto:volcen@nagareyamashakyo.com)